

## 製造事業者のみなさんへ 統計調査にご協力ください



政府統計

## 平成25年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は25年12月31日です。調査票へのご回答をお願いします。

経済産業省・青森県・佐井村 【お問合せ】企画・財政部門 担当：島野

## 特設人権相談所開設のお知らせ

12月4日から10日の期間は「第65回人権週間」です。村では下記のとおり「特設人権相談所」を開設します。

人権擁護委員が、みなさんの悩みや人権の相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

- ・遺産相続、遺言、土地境界のトラブル
- ・土地建物の登記に関すること
- ・家庭内でのいざこざ
- ・職場でのセクハラ
- ・学校でのいじめ
- ・サラ金問題
- ・借地、借家に関する問題など(相談は無料で相談者の秘密は厳守します。)

●日 時 12月5日(木) 午前10時から午後3時まで

●場 所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室

●人権擁護委員 佐々木寛昭 ☎38-2276

東出 竹子 ☎38-2096

田中 豊衛 ☎38-5130

## [平成25年度啓発活動重点目標]

「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

私たち一人ひとりが人権について考え、明るく豊かな社会をつくりましょう。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：品田

## ～家きんを飼養しているみなさんへ～

鶏、うずら、きじ、七面鳥などの家きんを飼養している方へのお知らせです。

これまでの日本における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を調査すると、渡り鳥などの野鳥によって日本へウイルスが持ち込まれた可能性が高いといわれています。これから北方の渡り鳥がやってくる季節となりますが、特に今後は高病原性鳥インフルエンザの防疫対策が重要となります。

少羽数の家きん飼養者でも高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合、大規模農場の家きんへ伝染させる可能性があります。

家きんを飼養している方は、次のことに注意して高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生しないようにお願いします。

- ①家きん舎専用の衣服や靴を使用する。
- ②家きんの健康に悪影響をおよぼすような過密な状態で飼養しない。
- ③飼養場所やその周辺および器具の清掃や消毒を定期的実施する。
- ④野鳥などが侵入しないように防鳥ネット(網目の大きさが2cm以下のもの)を設置し、破損があった場合には速やかに補修する。

なお、家きんを飼養している方でむつ家畜保健衛生所で発行している家畜衛生情報が送付されていない方は、むつ家畜保健衛生所もしくは役場産業建設課までお知らせください。

また飼養している家きんが、原因不明で短期間に複数死亡した場合には、すぐにむつ家畜保健衛生所まで通報してください。

【お問合せ】下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所 ☎22-1254  
産業振興部門 担当：佐藤